

株式会社オカムラ定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 本会社は株式会社オカムラと称する。
英文では OKAMURA CORPORATION と表示する。

(目 的)

第2条 本会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 建設機械用部品、荷役運搬機械および同部品の製造および販売
2. 各種家具、什器、建具の製造および販売
3. 物品管理棚、物流自動化機器装置の製造および販売
4. 空気調和および冷暖房、衛生、給水、給湯に関する設備の設計、製造および販売
5. 商品陳列棚、その他店舗用什器の製造および販売
6. 冷凍冷蔵陳列ケース、食品サービス機器および冷凍応用自動販売機器製品の製造および販売
7. 事務所の環境向上と事務・生産効率向上に関する情報の提供ならびにこれに関連する機器の製造および販売
8. 各種機械器具の自動制御装置、各種医療機器その他の機械器具の設計、製造および販売
9. 各種セキュリティ機器、セキュリティシステムの開発、設計、施工および販売
10. 各種システム、ソフトウェア、インターネットを用いた事業およびデジタルコンテンツの企画、開発、設計、製造、販売、使用許諾および管理
11. 前各号記載製品の中古品の売買
12. 前各号記載製品および目的物の保守、レンタルおよび関連サービス提供
13. 建築工事、鋼構造物工事、内装仕上工事、管工事、機械器具設置工事、建具工事、電気工事および電気通信工事に関する設計、施工および保守
14. 不動産の賃貸、売買および管理
15. 貨物利用運送事業
16. 倉庫業
17. 前記各号に付帯する一切の事業

(本 店)

第3条 本会社の本店を横浜市に置く。

(公告方法)

第4条 本会社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 本会社の発行可能株式総数は、4億株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 本会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 本会社の1単元の株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第8条 本会社は株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規程)

第9条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第10条 本会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

(新株予約権無償割当てに関する事項の決定)

第11条 新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役会が定めた取締役が、これを招集し、議長となる。かかる取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第15条 株主またはその法定代理人は本会社の議決権を有する株主1名を代理人として、その議決権の行使を委任することができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役、取締役会および執行役員

(取締役会の設置)

第18条 本会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 本会社の取締役は12名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(議長および招集通知)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会が定めた取締役が招集し、その議長となる。かかる取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

2 取締役会の招集の通知は会日の3日前までに各取締役および監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

3 取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議および議事録)

第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会の決議の省略)

第24条 本会は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の権限)

第25条 取締役会は法令または本定款に定めある事項のほか本会社の業務執行に関する重要事項を決定する。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(代表取締役)

第27条 本会は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会はその決議によって、取締役中から取締役会長を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下報酬等という。）は、株主総会の決議によって定める。

(相談役・顧問)

第29条 本会社は、取締役会の決議によって相談役または顧問を置くことができる。

(取締役の責任免除)

第30条の1 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金1,000万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(執行役員)

第30条の2 本会社は、取締役会の決議によって執行役員を定め、本会社の業務を執行させることができる。

2 取締役会は、その決議によって、社長執行役員を定めるほか、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、その他の役付執行役員を定めることができる。

3 執行役員に関する事項は、取締役会で定める執行役員規程による。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第31条 本会社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第32条 本会社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会は各監査役がこれを招集する。

- 2 監査役会の招集の通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
- 3 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議および議事録)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

- 2 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会の権限)

第37条 監査役会は、法令または定款に定める事項のほか、本会社における監査の方針、業務および財産状況の調査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項を決定する。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(常勤の監査役)

第39条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第41条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- 2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金1,000万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第42条 本会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第46条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第47条 本会社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下期末配当金という）を支払う。

(中間配当)

第48条 本会社は取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第49条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる。

2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

以 上

2024年6月25日変更